

2022年4月14日

厚生労働大臣 後藤茂之様

年金積立金管理運用独立行政法人理事長 宮園 雅敬様

京都府保険医協会

理事長 鈴木 卓

GPIF に国際法が禁じる兵器の製造企業に投資しないことを求める

国民の年金資産を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、国際法で禁じられている兵器「クラスター弾」の製造企業の株式を保有していることが東京新聞（3/31）で報じられた。2021年3月末時点で、イスラエルのエルビット・システムズ株約26億円、韓国のハンファ株約10億円、米国のテキストロン株約87億円の計約123億円。ただしハンファとテキストロンは既に製造中止を発表とされる。

クラスター弾製造企業へのGPIFの株保有や運用は2017年にも問題視されたが、今回、長妻昭氏（立憲民主党）が衆院厚生労働委員会で運用見直しを求めたのに対し、後藤茂之厚生労働大臣は「個別の銘柄を投資対象から除外する指示を政府が行うことは難しい」と説明したとされる。

クラスター弾はその非人道性から2010年に禁止条約が発効、日本も署名している。ロシア軍によるウクライナへの軍事進攻でクラスター弾が使用されているとされ国際的に非難が高まるなか、大臣の説明はおそろしく他人事のように聞こえる。

2021年に禁止条約が発効した核兵器についても、製造企業へのGPIFの投資（株式、債券）は約4000億円（2020年3月末時点、近畿反核医師懇談会が集計）にのぼる。

日本政府は後者の条約に未加盟ではあるが、国際規範としてのこれら条約を軽視することは人道的な立場から許されるものではない。まして国民に支払わせる保険料が、「老後の備え」ではなく、殺人に利用されている事実は、生存権保障の理念の下に展開されるべき社会保障と全く相容れない。スウェーデンなどは、武器製造に関わる特定の企業の株式を公的年金の投資対象から外す措置を講じており、日本政府の姿勢が問われている。

私たち医師は、人々の生命と健康を守る立場から、あらゆる戦争に反対しており、以下を要請する。

GPIFは、国際法に違反するクラスター弾や核兵器などの兵器製造を行う企業への投資を撤収すること。外部委託する場合は当該企業を除外することを明確に指示すること。